

●身体障害者手帳の場合

障害の区分		障害の級別	
		本人運転分に係るもの	生計同一者運転分に係るもの
視覚障害		1級から4級までの各級	同左
聴覚障害		2級及び3級	同左
平衡機能障害		3級	同左
音声機能障害		3級(咽 <sup>いん</sup> 頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
上肢不自由		1級及び2級(右上肢3級かつ左上肢3級、右上肢3級かつ左上肢4級及び右上肢4級かつ左上肢3級を含む。)	同左
下肢不自由		1級から6級までの各級(右下肢7級かつ左下肢7級を含む。)	1級から3級までの各級(右下肢4級かつ左下肢4級を含む。)
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	同左
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
心臓機能障害		1級、3級及び4級	同左
じん臓機能障害		1級、3級及び4級	同左
呼吸器機能障害		1級、3級及び4級	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び4級	同左
小腸の機能障害		1級、3級及び4級	同左
肝臓機能障害		1級から4級までの各級	同左
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	同左

備考 身体障がい者で2以上の障害が重複する場合は、身体障害者手帳の「身体障害者等級表による級別」欄の等級を障害の等級とする。

●戦傷病者手帳の場合

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	
	本人運転分に係るもの	生計同一者運転分に係るもの
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	同左
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	同左
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	同左
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(咽 <sup>いん</sup> 頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症	同左
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	同左
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	同左
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	同左
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	同左
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	同左